

富山県障害者計画（第4次）の概要

法：障害者基本法
条約：障害者の権利に関する条約

I 計画の基本的な考え方

1 計画の趣旨

現計画期間の成果と課題、障害者の現状、国の障害者施策に加え、「元気とやま創造計画」、「富山県民福祉基本計画(第2次改定版)」や国の障害者基本計画(第4次)などを踏まえ、本県における障害者施策の一層の推進を図るため、その基本となる計画を策定する。

2 計画の性格・位置付け

- ① 障害者基本法に基づく富山県の障害者計画
- ② 市町村が障害者施策を推進するうえで、その基本的方向を示した計画
- ③ 障害のある人を含む県民、事業者、福祉団体等の協働指針となる計画
- ④ 「元気とやま創造計画」、「富山県民福祉基本計画(第2次改定版)」の個別計画

3 計画の期間：2019年度～2023年度〔5年間〕

4 基本理念

地域の資源を活かしながら、住民相互が包括的に支え合うことにより、年齢や障害の有無等にかかわらず、住み慣れた地域で安心して生活できる「とやま型地域共生社会」の構築を目指します。

5 障害者の概念

身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

6 基本的視点

- 1 障害者本人の自己決定を尊重する
- 2 障害者等の自立を支援し、社会参加を促進する
- 3 障害者本位の総合的で切れ目のない横断的な支援を展開する
- 4 障害の特性に応じたきめ細かな支援を実施する
- 5 ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化を推進する

4つの基本項目

II 計画の内容（合計472の施策）

I とやま型地域共生社会を実現する社会基盤・生活環境の整備（147施策）

- 1 障害及び障害のある人に対する理解の促進（法第7条/条約第8条,第10条）
 - (1)啓発・広報活動の推進
 - (2)福祉教育の推進
 - (3)地域における交流の促進と県民の参加
 - (4)ボランティア活動の推進
- 2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止（法第4条,23条/条約第10条,12条,14条,16条）
 - (1)障害を理由とする差別の解消
 - (2)権利擁護の推進及び虐待の防止
- 3 コミュニケーション支援体制の確立（法第22条/条例第9条,21条,24条関係）
 - (1)情報バリアフリー化の推進
 - (2)情報提供の充実
 - (3)コミュニケーション支援の充実
- 4 住みよい生活環境の整備（法第20条,21条/条約第9条,19条,20条,28条）
 - (1)暮らしやすい住まいの整備
 - (2)人こやさしいまちづくりの整備
 - (3)利用しやすい交通、移動手段の整備
 - (4)ユニバーサルデザインの普及
- 5 安心して暮らせるまちづくりの推進（法第22条,26条,27条/条約第9条,21条,24条）
 - (1)交通安全対策の充実
 - (2)防災対策の推進
 - (3)防犯対策の推進
 - (4)消費者トラブルの防止

II 個々のニーズに応じた福祉サービスの充実（148施策）

- 1 相談支援体制の整備（法第14条,17条,23条/条約第12条,19条,20条,23条,26条,28条）
 - (1)自己決定の尊重及び意思決定の支援
 - (2)地域における相談支援体制の充実
 - (3)専門的な相談支援体制の充実
- 2 地域生活を支援するサービスの充実(1に同じ)
 - (1)在宅サービス等の充実
 - (2)障害特性等への対応
- 3 障害者施設の整備の方向と施設機能の充実・活用(1に同じ)
 - (1)施設整備の基本的な考え方
 - (2)施設機能の充実と地域生活支援への活用
- 4 質の高いサービスの提供(1に同じ)
 - (1)サービスの質の向上
 - (2)福祉を支える人材の育成・確保・定着

III 質の高い保健・医療体制の充実（80施策）

- 1 保健・医療施策の充実（法第14条,17条,23条,31条/条約第12条,14条,19条,25条,26条）
 - (1)障害の原因となる疾病の予防・早期発見
 - (2)保健・医療体制の充実
 - (3)リハビリテーション提供体制の充実
 - (4)精神保健・医療施策の推進
 - (5)保健・医療を支える人材の育成・確保

IV 個性を尊重し社会参加を促進する支援の充実（97施策）

- 1 障害のある子どもの教育・育成の充実（法第16条,17条/条約第24条,30条）
 - (1)インクルーシブ教育システムの構築のための特別支援教育の推進
 - (2)一貫した教育相談体制の充実と生涯学習の推進
 - (3)地域療育体制の整備
- 2 雇用・就労の促進（法第15条,18条,19条,23条,24条/条約第19条,24条,26条,27条,28条）
 - (1)障害のある人の雇用促進、就労支援
 - (2)福祉的就労の充実
- 3 社会参加活動の推進（法第25条/条約第30条）
 - (1)スポーツ活動の振興
 - (2)文化芸術活動等の振興
 - (3)社会参加促進事業等の推進

III 計画の推進体制

- 1 障害保健福祉圏域 4 圏域(富山、高岡、新川、砺波)
- 2 施策の推進体制 幅広い分野での連携
- 3 計画の進行管理 国・市町村、障害者団体、NPO・企業等民間団体との連携
障害者施策推進協議会に進捗状況等を適宜報告